(三)　登録年月日　平成二十六年十月三日
(三)　登録番号　九小教第十一号
(三)　登録小型船舶教習実施機関の名称　株式会社ケイエムマリン
(四)　住所　熊本県宇城市三角町三角浦千百六十番地十四
(五)　代表者の氏名　篠崎　一枝
(六)　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
　株式会社　ケイエムマリン
　熊本県宇城市三角町三角浦千百六十番地十四
(七)　登録小型船舶教習所の種類及び区分
　一級小型船舶操縦士第一種教習所
　一級小型船舶操縦士第二種教習所
　二級小型船舶操縦士第一種教習所
　二級小型船舶操縦士第二種教習所
　特殊小型船舶操縦士第一種教習所

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本航空ユニオンから、年末一時金等の要求に関して、平成26年11月15日以降、同組合の組合員が従事する日本航空株式会社、株式会社ＪＡＬエンジニアリング及び株式会社ＪＡＬスカイの全職場（北海道、青森県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年 11 月 14 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本港湾労働組合九州地方本部から、冬季一時金等の要求に関して、平成26年11月18日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（福岡県、長崎県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 26 年 11 月 14 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

福 岡 県　博多港運株式会社及び博多海陸運送株式会社
長 崎 県　株式会社九商コーポレーション、九商産業株式会社及び株式会社小値賀共運組
鹿児島県　合資会社吉田海運産業会社、合資会社仲村運輸、有限会社竹畑運送店、中川運輸株式会社、鹿児島海陸運送株式会社、株式会社共進組、第一海運株式会社及び鹿商海運株式会社

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県鉄鋼業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 14 日

宮城労働局長　土田　浩史

第４号中「１時間798円」を「１時間811円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月15日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県調味料製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 14 日

千葉労働局長　小澤　真一

第４号中「１時間827円」を「１時間839円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月25日から効力を生ずる。

福井労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 14 日

福井労働局長　加藤　滋穂

第４号中「１時間725円」を「１時間732円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月24日から効力を生ずる。

岐阜労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 14 日

岐阜労働局長　佐々木秀一

第４号中「１時間830円」を「１時間842円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月21日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 14 日

愛知労働局長　藤澤　勝博

第４号中「１時間885円」を「１時間899円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 14 日

愛知労働局長　藤澤　勝博

第４号中「１時間858円」を「１時間870円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 14 日

愛知労働局長　藤澤　勝博

第４号中「１時間813円」を「１時間827円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月16日から効力を生ずる。

愛知労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛知労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 14 日

愛知労働局長　藤澤　勝博

第４号中「１時間823円」を「１時間837円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月16日から効力を生ずる。